

調書（決定）

事件の表示 令和５年（行ヒ）第４１２号

決定日 令和６年７月５日

裁判所 最高裁判所 第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所令和５年（行コ）第５０号（令和５年７月２０日
判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１ 主文

- １ 本件を上告審として受理しない。
- ２ 申立費用は申立人の負担とする。

第２ 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

令和６年７月５日

最高裁判所 第二小法廷

（別紙）

当 事 者 目 録

申立人	X組合
相手方	国
同参加人	Z会社